

制度名	独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要 な非課税措置の創設等			
税目	法人税、登録免許税、所得税、印紙税、地価税、消費税			
要望の内容	<p>社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）等が保有し、特例民法法人等への委託により運営している。RFOの存続期限が平成22年9月までのため、その後も地域医療に支障が生じることのないよう、これらの病院について新たな受皿となる法人が必要とされている。その際、受皿となる独立行政法人地域医療機能推進機構に移行した後も、引き続き、地域医療の確保を確実に図ることができるよう、これらの病院に係る税制上の所要の措置を要望するものである。なお、RFOに出資する予定の船員保険病院について、規定の整備を併せて行う。</p> <p>法人税について、RFO等から委託を受けて社会保険病院等を運営する法人に係る医療保健業については非課税とされており、受皿となる独立行政法人地域医療機能推進機構に移行した後においても、地域医療の確保を図ることができるよう、引き続き、非課税とする。</p> <p>また、RFOに係る法人税、登録免許税等については非課税とされており、受皿となる独立行政法人地域医療機能推進機構に係る法人税等についても非課税とする。</p> <table border="1" data-bbox="1015 869 1222 965"> <tr> <td>減収見込額 （平年度）</td> <td>0百万円 （—）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	0百万円 （—）
減収見込額 （平年度）	0百万円 （—）			
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>昨今、地域の医師不足などを背景として、地域において急性期医療や産科・小児科等を担う医療機能の確保が困難な状況が深刻化している。社会保険病院等については、積極的にこれらの医療を担っていることから、その機能を維持することが求められている。</p> <p>一方、社会保険病院等は、RFO等が保有し、委託により運営しているが、RFOの存続期限が平成22年9月までのため、そのときまでに譲渡がなされなかった病院については、病院機能の維持が困難となり、地域の医療体制に支障が生じる可能性がある。</p> <p>こうした事態を回避し、受皿となる独立行政法人地域医療機能推進機構に移行した後も、引き続き、地域医療を確実に確保することが重要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地域医療において重要な役割を担う社会保険病院等について、RFOの存続期限後においても必要な病院機能が維持されるよう、社会保険病院等に係る従来と同様の税制上の所要の措置を講ずることが必要である。</p> <p>(※) 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案の審議の際の附帯決議で、社会保険病院等については、「地域の医療体制を損なうことのないように」とされている。（平成17年6月15日衆議院厚生労働委員会）</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>社会保険病院等は、国が設置した病院として不採算医療を提供する等、地域の医療提供体制の中で重要な役割を担っており、これを代替できる医療機関の確保は困難である。RFOの存続期限後に、社会保険病院等が法人税等の新たな負担により、これらの医療を担えなくなることは、地域の医療提供体制を損なうものであり、不相当である。このように、地域の医療体制の確保を図るため、従前と同様の税制上の措置を講ずることは妥当であると判断している。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	—
	政策の達成目標	RFOの存続期限後、受皿となる独立行政法人地域医療機能推進機構に移行した後も、税制上の所要の措置を講ずることにより、不採算医療を提供する等、地域の医療提供体制の中で重要な役割を担うことにより、引き続き、地域の医療体制の確保を図ることを目標とする。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	独立行政法人地域医療機能推進機構法案を第173回臨時国会に提出したところであり、同法案において、 i) 独立行政法人地域医療機能推進機構を平成23年4月1日に設立すること。 ii) RFOの存続期限を6カ月延長するとともに船員保険病院の運営を行わせること。 としている。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

